

参 考 资 料

● 用語解説 ●

(五十音順)

ア行

育児・介護休業法

正式名は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。育児又は家族の介護を行う労働者等の雇用の継続及び再就職の促進を図るとともに、職業生活と家庭生活との両立への支援を通じてその福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に資することを目的とした法律。平成4年（1992年）に施行された「育児休業法」に介護休業制度及び深夜業の制限請求を盛り込み、平成11年（1999年）4月に施行された。その後、対象労働者の拡大や子の看護休暇制度の拡充、父親の育児休業取得促進などの改正が行われた。

HPV

ヒトパピローマウイルス（Human papillomavirus：HPV）の略で、現在までにヒトでは皮膚に感染する型と粘膜に感染する型とで100種類以上の型が発見されています。このHPVの一部の型において子宮頸部がんの原因になることが判っています。

M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。

エンパワーメント

何らかの状況や抑圧によって、無力化された状態にある人たちが本来持っていたはずの人間としての尊厳、潜在的な力量・能力、人間としての権利を取り戻す過程、及びそれらを取り戻した状態をさす。北京会議以降、女性が政治・経済・社会・家庭などのあらゆる分野で、自己決定力と行動できる能力をつけることを指す。

カ行

子育て支援センター事業

地域に密着した児童福祉施設として児童を集団的に保育し育児のノウハウ

を蓄積している保育所等を活用し、子育ての相談指導による育児不安の解消など、地域における子育て家庭に対する支援を総合的に実施する事業のこと。

固定的性別役割分担

「男は仕事、女は家事・育児・介護」と性によって役割を決めること。このことは単に役割をふりわけただけでなく、社会生活の様々な分野で、男女それぞれの自由な生き方や能力発揮を阻害する大きな要因となってきました。しかし最近では女性の社会進出に伴い、女性の役割は拡大しながらも“男は仕事、女は仕事と家事・育児・介護”というように、女性は家庭責任を一人担ったまま仕事もするという「新性別役割分業」が新たな問題となっている。

サ

ジェンダー（社会的性別）

「生物学的」な男女の違いをセックス（sex）というのに対して、社会的・文化的につくり上げられたもので、「男らしさ」、「女らしさ」など人々の意識の中に根付いた後天的な「性差」のこと。女性や男性が期待される役割や責任は、社会によっても、同じ社会でも歴史的に変わり得るもので、固定的なものではない。

次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とした法律で平成17年(2005年)4月から10年間の時限立法。地方公共団体が地域・行動計画を策定・公表するとともに、企業においても、従業員数に応じて従業員の仕事と子育ての両立を支援するための一般事業主行動計画を策定し、届け出ることを義務付けている。その後、急速な少子化・高齢化の進展や人口減少が進むという厳しい見通しを背景に改正が行われ、平成23年(2011年)4月から、義務付けとなる企業規模が常時雇用する労働者301人以上から101人以上に拡大することとされた。

ストーカー行為

恋愛や好意の感情やそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情のために、つきまとい等の行為を繰り返し行うこと。平成12年(2000年)11月に、ストーカー行為を行った者に対し行為の禁止を命じ、被害者やその家族を保護するためのストーカー行為規制法「ストーカー行為等の規制に関する法律」が施行された。

性差医療

1980年代以降、米国において様々な疾患の原因、治療法が男女で異なるこ

とが分かってきたことから、始められた医療。疾患における性差の例としては、狭心症について、男性は心臓表面の太い血管の流れが悪くなることによるものが多いが、女性は、心筋の微小な血管の流れが悪くなることによるものが多いことが挙げられる。

セクシュアル・ハラスメント

主に、職場で行われるさまざまな性的いやがらせのこと。相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって仕事を遂行する上で一定の不利を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させたりすること。

夕行

多文化共生

異なる国籍や民族の人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、社会の構成員として生きていくこと。

男女共同参画社会

女性と男性が社会の対等な構成員として、自らの意志によって、政治、仕事、家庭、地域などのあらゆる分野に共に参画し、喜びも責任も分かち合う社会のこと。

ちくし女性ホットライン

筑紫地区4市1町が共同で開設している電話相談事業で、月曜日から金曜日までの午前10時から午後5時まで、夫や恋人からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪など女性に対する暴力についての相談にに応じている。

デートDV

デートDVとは、恋人間で生じる暴力のことである。婚姻関係があるかないかの違いだけで、配偶者間のDVと同じ構図を持っており、力をふるう理由も原因も同じである。相手を思い通りに動かしたり、相手の人格や意見を尊重しないで、自分の考えや価値観を一方向的に押しついたりする「力と支配の関係」が根底にある。

特定事業主行動計画

「次世代育成支援対策推進法」により、国の各府省や地方公共団体が「特定事業主」として自らの職員の子どものための健やかな育成のために、策定が義務付けられた次世代育成支援に関する計画のこと。

太宰府市においては、平成17年に行動計画を策定した。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

夫婦や恋人など親密な関係にある、またはあった相手からふるわれる暴力。家庭内の出来事で被害が潜在化することが多い。身体的暴力だけでなく精神的な暴力も含む。

DV防止法

平成13年10月13日に施行された「配偶者からの暴力及び被害者の保護に関する法律」のこと。配偶者の暴力は人権侵害であることを明確にし、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策や措置が規定されている。これまで2回の改正が行われ、DVの実態を反映した実効性の高い施策や措置が充実・強化されている。

ナ行

ノーマライゼーション

誰もが、どのような生活困難に直面しても、普通の社会生活が確保され、安定した生活が維持でき、活動することが出来る地域社会づくりを進める考え方のこと。

ハ行

パートタイム労働法

パートタイム労働法は、パートタイム労働者が経済社会で重要な役割を果たしていることから、その適正な労働条件の確保のため、あるいは、教育訓練の実施、福利厚生等の充実その他の雇用管理の改善に関する措置、さらに、職業能力の開発・向上に関する措置といったことを講じることで、パートタイム労働者の能力を有効に発揮することができるようにし、パートタイム労働者の福祉を増進するために施行された法律である。

パブリック・コメント

行政の政策に関する基本的な計画等を立案する過程で、その計画案等の趣旨、内容その他必要な事項を市民に公表し、これらについて提出された市民の意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する行政の考え方を公表し、市民の意見を政策に反映させる機会を確保させる手続きのことである。

ファミリー・サポート・センター

仕事と育児・介護の両立を手助けするため、パートタイム就労や急な残業、出産、冠婚葬祭、子どもの病気の際などに、育児や介護の援助を受けたい人（依頼会員）と行う人（提供会員）が地域において相互に助け合う有償ボランティア組織のこと。

ラ行

ライフステージ

人生の時期的な区分のこと。家庭においては、結婚して子どもが生まれ、小学校に入るまでの家族形成期、子どもが成長し、長子が独立するまでの家族成長期、すべての子どもが独立して、再び夫婦だけに戻ってから後を成熟期、隠退期などに区分することができる。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

「性と生殖に関する健康/権利」のこと。平成6年（1994年）カイロで開かれた国連の国際人口・開発会議から注目された考え方。単に病気がないとか病的な状態がないということではなく、すべての男女が全生涯において肉体的にも精神的にも健康で満足できる性生活を送り、いつ何人の子どもを産むか、産まないかを選ぶ自由と権利を保障すること。この権利は男女双方に認められるべきだが、カップルの間で意見が異なる時は、妊娠や出産を行う当事者である女性の意見が尊重されるべきだとする考え方。全ての人々の基本的人権として位置づける理念のこと。

ワ行

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態をいう。これにより「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらし、多様性に富んだ活力ある社会を実現する基盤となる。

ジェンダー・フリーの用語使用について

これまでは、「ジェンダー・フリー」の用語を使用していたが、「性差を否定したり、男らしさ・女らしさや男女の区別をなくし、中性化を目指す」との誤解を生じていた点を考慮し、国の第2次男女共同参画基本計画（平成17年12月27日）の解釈を基に、今回「ジェンダー・フリー」の用語使用を止め、「社会的性別（ジェンダー）」にとらわれないこと」と改め表記する。

年表 男女共同参画に関する世界・日本・福岡県・太宰府市の動き

年	世界(国連)	日本	福岡県	太宰府市	
1975年 (昭和50年)	国際婦人年(目標:平等、発展、平和) 国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択	「婦人問題企画推進本部」設置			
1976年 1977年 1978年 1979年 1980年 1982年 1985年 国連婦人の10年	1977年 (昭和52年)	「国内行動計画」策定		町立働く婦人の家開館	
	1978年 (昭和53年)		「福岡県婦人関係行政推進会議」設置 「福岡県婦人問題懇話会」設置		
	1979年 (昭和54年)	第34回国連総会「女子差別撤廃条約」採択		「婦人対策室」設置	
	1980年 (昭和55年)	「国連婦人の10年」中間年世界会議(コペンハーゲン)「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択	女子差別撤廃条約署名	婦人問題懇話会「婦人の地位向上に関する提言」提出 「福岡県行動計画」策定	
	1982年 (昭和57年)			「福岡県行動計画」改訂 婦人問題懇話会「福岡県行動計画の展開と課題」報告書提出	
	1985年 (昭和60年)	「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議(西暦2000年に向けての)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「国籍法」及び「戸籍法」の一部改正施行 「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准・発効	婦人問題懇話会「婦人の地位向上に関する提言」提出	
1986年 (昭和61年)		「男女雇用機会均等法」施行	「婦人対策室」が「婦人対策課」へ組織改正 「第2次福岡県行動計画」策定		
1987年 (昭和62年)		「新国内行動計画」策定	婦人問題懇話会「婦人の地位向上に関する提言」提出	「婦人問題懇話会設立準備委員会」設置(総務課) 「女性の生活実態と意識に関する調査」実施(総務課)	
1988年 (昭和63年)		「改正労働基準法」施行		主管課社会教育課に「青少年婦人対策係」設置 「婦人問題推進協議会」設置	
1989年 (平成元年)		学習指導要領の改訂(高等学校家庭科の男女必須等)		「婦人問題懇話会」設置 「婦人行動計画企画委員会」設置	
1990年 (平成2年)	国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			婦人問題懇話会へ「女性行動計画」について諮問・同答申	
1991年 (平成3年)		「育児休業法」公布 「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定)」策定	婦人問題懇話会提言提出 「婦人関係行政推進会議」を「女性行政推進会議」へ、「婦人問題懇話会」から「女性政策懇話会」へ、「婦人対策課」から「女性政策課」へ名称変更	「女性行動計画」策定 女性に関する用語について「婦人」から「女性」へ変更 太宰府市初の女性収入役誕生	
1992年 (平成4年)				「女性の翼」海外研修事業実施(平成8年度まで毎年実施)	
1993年 (平成5年)	世界人権会議 第48回国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択				
1994年 (平成6年)		「男女共同参画推進本部」設置と「男女共同参画審議会」設置(政令)			
1995年 (平成7年)	第4回世界女性会議「平等、開発、平和のための行動(北京)」 「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化)	女性政策懇話会提言提出「行動計画策定に向けて」		
1996年 (平成8年)		「男女共同参画ビジョン」答申 「男女共同参画2000年プラン」策定	「第3次福岡県行動計画」策定 「福岡県女性総合センター(あずばる)」開館		

年	世界(国連)	日本	福岡県	太宰府市
1997年 (平成9年)		「男女共同参画審議会」設置(法律) 「男女雇用機会均等法」改正		主管課「生涯学習課」から「総務課」へ変更 「第4期女性問題懇話会」提言書提出 「女性行動計画」を改定(後期基本計画)
1999年 (平成11年)		「男女共同参画社会基本法」公布、施行 「育児・介護休業法」全面施行		
2000年 (平成12年)	国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画」策定	「福岡県男女共同参画社会づくり検討委員会」設置	主管課「総務課」から「女性・文化課」へ変更
2001年 (平成13年)		内閣府に「男女共同参画会議」、 「男女共同参画局」設置 「配偶者暴力防止法」公布、一部施行 「育児・介護休業法」改正	「女性政策課」が「男女共同参画推進課」に組織改正 「女性行政推進会議」が「男女共同参画行政推進会議」へ名称変更 「福岡県男女共同参画社会づくり検討委員会」提言 「福岡県男女共同参画推進条例」公布施行	「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」実施 「第6期女性問題懇話会」提言書提出 「男女共同参画推進本部」設置 「人権教育国連10年太宰府市行動計画」策定 「ちくし女性ホットライン」開設 「女性問題懇話会」を「男女共同参画審議会」へ変更
2002年 (平成14年)		「配偶者暴力防止法」全面施行	「福岡県男女共同参画審議会」設置 「福岡県男女共同参画計画」策定	第1期太宰府市男女共同参画審議会発足 「男女共同参画社会づくり会議」開催・提言書提出 「男女共同参画市民フォーラム」実施 市立働く婦人の家愛称設定「女性センタールミナス」 市内活動団体との意見交換会開催 男女共同参画審議会へ「男女共同参画プラン」について諮問
2003年 (平成15年)		「次世代育成支援対策推進法」公布・一部施行	「福岡県女性総合センター『あすばる』」が「福岡県男女共同参画センター『あすばる』」へ名称変更	「男女共同参画シンポジウム」実施 男女共同参画審議会から答申 「男女共同参画プラン」策定 主管課「女性・文化課」から「人権・同和政策課」へ変更
2004年 (平成16年)		「配偶者暴力防止法」改正(保護命令の拡充等) 「育児・介護休業法」改正(休業制度の拡充)		第2期太宰府市男女共同参画審議会発足
2005年 (平成17年)	北京+10(第49回国連婦人の地位委員会)(ニューヨーク)	「次世代育成支援対策推進法」全面施行 「男女共同参画基本計画(第2次)」策定	福岡県男女共同参画審議会答申 「第2次福岡県男女共同参画計画についての考え方」	「男女共同参画を進める市民ネットワーク太宰府」発足 「太宰府市男女共同参画推進条例」可決
2006年 (平成18年)			「第2次福岡県男女共同参画計画」策定 「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定	「太宰府市男女共同参画推進条例」施行 「太宰府市男女共同参画推進委員」設置
2007年 (平成19年)		「改正男女雇用機会均等法」施行 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」策定		主管課「人権・同和政策課」から「人権政策課」へ変更 第3期太宰府市男女共同参画審議会発足
2008年 (平成20年)		「改正配偶者暴力防止法」施行(保護命令の拡充等) 「女性の参画加速プログラム」策定		
2009年 (平成21年)		「改正配偶者暴力防止法」(保護命令の拡充等)		「太宰府市男女共同参画プラン後期基本計画」策定 第4期太宰府市男女共同参画審議会発足
2010年 (平成22年)	北京+15(第54回国連婦人の地位委員会)(ニューヨーク)	「育児・介護休業法」改正(短時間勤務制度導入の義務付け等) 「男女共同参画基本計画(第3次)」策定	福岡県男女共同参画審議会答申 「第3次福岡県男女共同参画計画の考え方について」「第2次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画の考え方について」	
2011年 (平成23年)			「第2次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 「第3次福岡県男女共同参画計画」策定	第5期太宰府市男女共同参画審議会発足
2012年 (平成24年)		「育児・介護休業法」全面施行(100人以下事業主適用)		太宰府市男女共同参画審議会「第2次太宰府市男女共同参画プラン」について諮問・答申

第2次太宰府市男女共同参画プラン策定の経過

開催日	会議等	内容
H24. 10. 5	第1回男女共同参画推進本部幹事会	男女共同参画プラン進捗状況説明 第2次プラン策定の予定および第1次プラン後期計画の事業についての確認依頼
H24. 10. 25	第2回男女共同参画審議会	第2次男女共同参画プラン策定について(諮問) 第2次プラン策定について、基本目標と施策体系について提案と審議
H24. 11. 14	第2回男女共同参画推進本部幹事会	第2次プラン体系・事業についての確認 ・事業の評価方法について依頼 ・計画の基本的な考え方
H24. 11. 29	第3回男女共同参画審議会	第2次プラン素案(案)の審議 ・計画の基本的な考え方、体系について
H24. 12. 10	男女共同参画推進本部幹事への確認通知	第2次プラン素案(案)への意見提出通知
H24. 12. 17	第4回男女共同参画審議会	第2次プラン素案(案)の審議 ・第1章・第2章・第3章の一部を審議
H25. 1. 25	第5回男女共同参画審議会	第2次プラン素案(案)の審議 ・第1章、第2章、第3章、掲載関係資料について確認と審議
H25. 2. 1	男女共同参画推進本部幹事への確認通知	第2次プラン素案(案)の審議経過とプラン全体についての最終確認と意見提出通知
H25. 2. 8	男女共同参画審議会(会長・副会長最終調整)	第5回審議会審議結果による調整の確認
H25. 3. 1	第6回男女共同参画審議会	第2次男女共同参画プラン策定について(答申)
H25. 3. 1～ H25. 3. 31)	パブリック・コメント	市のホームページ掲載 閲覧場所：市役所、女性センタールミナス、市民図書館、いきいき情報センター、文化ふれあい館、太宰府館、人権センター
H25. 5. 9	男女共同参画推進本部幹事会	第2次男女共同参画プラン(案)確認
H25. 5. 13	男女共同参画推進本部会議	第2次男女共同参画プラン策定

太宰府市男女共同参画審議会委員名簿

(第5期)

委嘱期間：平成23年8月1日～平成25年7月31日

(敬称略・五十音順)

氏 名	所 属
江 口 恭 子	民生委員児童委員協議会
喜多村 百 合	筑紫女学園大学
佐 藤 龍	一般公募
中 西 明 子	男女共同参画を進める市民ネットワーク太宰府
西 田 省 三	一般公募
古 杉 昂 一	商工会
山 本 浩 美	人権擁護委員

太宰府市男女共同参画審議会への諮問書

24太人第171号

平成24年10月25日

太宰府市男女共同参画審議会

会長 喜多村 百合 様

太宰府市長 井 上 保 廣

第2次太宰府市男女共同参画プランの策定について（諮問）

太宰府市男女共同参画推進条例（平成17年条例第46号）第8条第3項規定に基づき、第2次太宰府市男女共同参画プランの策定について、貴審議会の意見を求めます。

趣旨

太宰府市は、太宰府市男女共同参画推進条例に基づき、「太宰府市男女共同参画プラン後期計画」を策定し、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。

この計画が平成24年度をもって推進期間を終了するため、これまでの進捗状況や社会状況の変化等を踏まえ、第2次太宰府市男女共同参画プランを策定するにあたり、基本的な考え方についてお示しくください。

太宰府市男女共同参画審議会答申書

平成25年3月1日

太宰府市長 井上保廣様

太宰府市男女共同参画審議会
会長 喜多村百合

第2次太宰府市男女共同参画プランの策定について（答申）

平成24年10月25日付け24太人第171号で諮問があった、第2次太宰府市男女共同参画プランの策定について、太宰府市男女共同参画推進条例（平成17年条例第46号）第8条第3項規定に基づき審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

記

審議会では、これまでの太宰府市の取組状況や条例で定めている基本理念を踏まえ、近年の社会経済情勢の大きな変化の中で、市民の豊かな暮らしと社会の持続的発展のために、「太宰府市男女共同参画に関する市民意識調査」の調査結果やこれまでの取組、現状を把握したうえで審議してまいりました。

今般、とりまとめられた「第2次太宰府市男女共同参画プラン(案)」について当審議会は全体として妥当なものと評価します。

男女共同参画の取組は、女性の社会参画のためだけのものではありません。少子高齢化が進展し、人口減少社会を迎えた今、将来にわたって活力ある社会を構築するためには、性別、年齢、国籍を問わず多様な人材を活用し、さまざまな視点を生かすことが不可欠です。また、昨今の社会経済の変化の中で、ひとり親世帯、非正規雇用者、高齢者、外国人等生活に困難を抱える人々の状況は多様化かつ深刻化しており、こうした問題を解決するために、家庭、地域、職場、学校等のあらゆる場面で、男女共同参画の視点を取り入れ、それに関わる主体が連携・協働し、状況に応じたきめ細かな支援を行っていくことが求められています。

本答申では、以上を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた不断の取組として、条例の基本理念及び基本的施策に基づく3つの「目標」に併せ、社会経済情勢の変化に対応した課題解決に向けて、12の「施策の方向」を掲げています。「男女がいきいきと輝くまち」太宰府市の実現を目指して、太宰府市・市民・事業者等それぞれが、これまで以上に男女共同参画の取組を主体的・積極的に推進していくことを期待し、ここに答申をします。

太宰府市男女共同参画推進条例

平成17年12月21日条例第46号

日本国憲法は、すべての人は法の下に平等であって、基本的人権は何人にも保障されているものであり、男女の性の違いによって当然差別されてはならないことをうたっている。

国は、男女が性別にかかわらず、その個性と能力を發揮できる社会の実現を目指して「男女共同参画社会基本法」を制定した。

本市は、「歴史とみどり豊かな文化のまち」を将来像に描き、その実現に向けた基本姿勢の中に、個人の尊厳と男女平等のもとで、学園都市に集う若者を含め、すべての市民の基本的人権と人間性を尊重する社会を築いていくことを示し取り組んでいる。

ここに、日本国憲法及び男女共同参画社会基本法の精神にのっとり、男女共同参画社会実現のための理念や推進すべき施策を明示し、本市で新しい文化としての男女平等社会を確立するために、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、一人ひとりの人権が尊重された男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項及び苦情等の申出の処理に関する事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住する者、市内に通勤する者及び市内に通学する者をいう。
- (4) 事業者等 市内において、営利非営利を問わず事業又は活動を行うものをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、次の理念

にのっとり推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を發揮する機会が確保されること、男女間のあらゆる暴力が根絶されること、男女の身体的特徴及び性に関する個人の意思が尊重されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。
- (3) 市における施策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、次世代を担う子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- (5) 国際社会の取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、第3条に定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「参画施策」という。）を市の主要な施策と位置づけ、総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、参画施策を策定し、及び実施するにあたっては、国及び他の地方公共団体との連携、協力を図るとともに、市民及び事業者等との連携、協力にも努めなければならない。
- 3 市は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するにあたっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。
- 4 市は、男女共同参画社会の形成に関する基本理念について市民、事業者等の理解を深めるよう広報啓発活動、学習機会の充実等の適

切な措置を必要に応じて講じなければならない。

5 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関して必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

6 市は、審議会等を設置するにあたり、条例等に登用割合を規定するなど、男女が平等に市の施策や方針の決定過程に参画できる機会を確保するように努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、積極的かつ主体的に男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

2 市民は、市が実施する参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、基本理念にのっとり、事業又は活動において、積極的かつ主体的に男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

2 事業者等は、市が実施する参画施策に協力するよう努めなければならない。

3 事業者等は、雇用の分野において男女共同参画社会の形成の促進に関する法律等を遵守して、その雇用する男女が職業生活と家庭生活を両立して行うことのできるような職場環境等の整備に努めるとともに、育児や介護等を理由として退職した者が、再び雇用の場において、その能力をできる限り発揮できるよう努めなければならない。

4 学校を設置する事業者等は、学内において性的な言動によって相手の生活環境を害すること、又は性的な言動に対する相手の対応を理由に不利益を与える行為の防止のための環境整備に努めなければならない。

(性別による差別的取扱の禁止)

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別を理由とする差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、配偶者等に対する暴力、性的な言動によって相手の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手の対応を理由に不利益を与えることその他の男女間において相手方に身体的又は精神的苦痛を与える行為を行ってはならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(基本計画)

第8条 市長は、参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会基本法

(平成11年法律第78号)第14条第3項の規定に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき参画施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、参画施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定又は変更するに当たっては、太宰府市附属機関設置に関する条例(昭和60年条例第17号)第2条別表に規定する太宰府市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、基本計画を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(推進体制)

第9条 市は、参画施策を総合的に企画し、調整し、推進するために必要な体制の整備に努めるものとする。

(活動支援)

第10条 市は、市民や事業者等が行う活動において、男女共同参画が推進されるように情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(家庭生活等への支援)

第11条 市は、家庭生活における活動及び当該活動以外の活動を円滑に行うことができるように、必要な支援に努めるものとする。
(男女平等を促進する教育の推進)

第12条 市は、学校教育、社会教育等あらゆる教育の分野において、男女平等を促進する教育の推進に努めるものとする。

(調査研究)

第13条 市は、参画施策の策定及び実施に必要な事項についての調査研究を行うものとする。

(国際的協調のための措置)

第14条 市は、男女共同参画社会の形成の促進を国際的協調の下に行うための情報の交換や、男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために、国際的視野に立って必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第15条 市長は、毎年、基本計画に基づく施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 太宰府市男女共同参画推進委員の設置

(男女共同参画推進委員の設置)

第 16 条 市が実施する参画施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策若しくは措置についての苦情を処理し、及び性別による差別的取扱いその他 の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合（以下「人権侵害」という。）における被害者の救済等を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき太宰府市男女共同参画推進委員（以下「推進委員」という。）を置く。

(組織)

第 17 条 推進委員の定数は 3 人以内とし、うち 1 人を代表推進委員とする。代表推進委員は、推進委員の互選とする。

2 推進委員は、参画施策に関し優れた識見を有し、社会的信望の厚い者のうちから、市長が委嘱する。ただし、推進委員のすべてが、男女いずれか一方の性によって占められてはならない。

(任期等)

第 18 条 推進委員の任期は、3 年とし、再任を妨げない。ただし、任期を通算して 6 年を超えることはできない。

2 補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。
3 推進委員は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項第 2 号に規定する非常勤の特別職とする。

(責務)

第 19 条 推進委員は、男女共同参画社会と人権の擁護者として、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

2 推進委員は、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

(兼職の禁止)

第 20 条 推進委員は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 推進委員は、市と取引関係のある法人その他の団体の役員又は推進委員の公平かつ適切な職務の遂行に利害関係を有する職業と兼ねることができない。

(守秘義務)

第 21 条 推進委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。職を退いた後も同様とする。

(解嘱)

第 22 条 市長は、推進委員が心身の故障のため職務遂行に堪えないと認める場合、又は職務上の義務違反その他推進委員として著しく不適切な言動があると認める場合は、解嘱することができる。

(関係機関等との連携)

第 23 条 推進委員は、その職務の遂行に当たっては、市、県及び国の関係機関又は民間の関係団体と連携を図るよう努めなければならない。

第 4 章 苦情及び救済の申出の処理

(苦情及び救済の申出)

第 24 条 市民及び事業者等は、推進委員に対し、市が実施する参画施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策若しくは措置について、苦情の申出をすることができる。

2 何人も、市、市民又は事業者等から人権侵害を受けたときは、推進委員に対し、救済の申出をすることができる。

(推進委員の処理の対象としない事項)

第 25 条 前条に規定する苦情及び救済の申出（以下「苦情等の申出」という。）が次に掲げる事項であるときは、前条の規定にかかわらず、推進委員の処理の対象としない。

(1) 判決、裁決等により確定した事案に関する事項

(2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申し立ての審理中の事案に関する事項

(3) 国会又は地方公共団体の議会に対し請願が行われている事項

(4) 推進委員が行った苦情等の申出の処理に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、調査することが適当でないとして推進委員が認める事項

(調査)

第 26 条 推進委員は、苦情等の申出があったときは、必要な調査を行うものとする。この場合において必要と認めるときは、関係人から事情を聴取し、記録の提出を求め、又は実地調査を行うことができる。ただし、あらかじめ当該関係人に対し、調査を通知しなければならない。

2 市は、前項に規定する調査を拒んではならない。

3 市民及び事業者等は、第 1 項に規定する調査に協力するよう努めなければならない。

(却下)

第 27 条 推進委員は、苦情等の申出が第 25 条各号に規定する事項に該当し、又は申出に理由がないと認めるときは、これを却下するものとする。

2 前項の場合において、推進委員は、申出人に対し、理由を付した書面で、遅滞なくその旨を通知しなければならない。

(是正又は改善の勧告)

- 第 28 条** 推進委員は、市に係る苦情の申出があった場合において、市の施策又は措置が男女共同参画の推進を阻害するものと認めるときは、市長に対し、是正又は改善の措置を講ずるよう勧告（以下「是正勧告」という。）することができる。
- 2 市長は、当該勧告を尊重しなければならない。
 - 3 推進委員は、必要があると認めるときは、市長に対し、どのような措置を講じたかについての報告（以下「報告」という。）を期限を定めて求めることができる。
 - 4 推進委員は、是正勧告及び前項に規定する報告を遅滞なく苦情の申出人に通知するとともに、必要に応じて公表することができる。ただし、公表に当たっては、プライバシー等人権に必要な配慮がなされなければならない。
 - 5 第 1 項の規定による是正勧告並びに前 2 項に規定する報告の求め及び公表は推進委員の合議を要する。

(救済勧告)

- 第 29 条** 推進委員は、市に係る救済の申出があった場合において、市が性別による差別その他の人権侵害を行ったと認めるときは、被害を受けた者に対し、必要な助言その他の支援を行い、市長に対し人権侵害を排除し、又は抑止する等救済の措置を講ずるよう勧告（以下「救済勧告」という。）をすることができる。ただし、救済勧告は、推進委員の合議を要する。
- 2 市長は、当該救済勧告を尊重しなければならない。
 - 3 第 1 項の場合において、前条第 3 項及び第 4 項の規定を準用し、その実施にあたっては推進委員の合議を要する。

(制度改善のための意見表明)

- 第 30 条** 推進委員は、市に係る苦情等の申出があった場合において、法令の定め、地方公共団体の権限の制約その他の正当な理由により、市の施策又は措置を直ちに是正し、若しくは改善することが困難であると認めるときは、制度改善のための意見を表明する（以下「意見表明」という。）ことができる。ただし、意見表明は、推進委員の合議を要する。
- 2 前項の場合において、第 28 条第 4 項の規定を準用する。

(市以外のものによる人権救済の申出の処理)

- 第 31 条** 推進委員は、第 24 条第 2 項に規定する救済の申出（市に係るものを除く。）があり、調査の結果、必要があると認めるときは、人権侵害により被害を受けた者を救済する

ため必要な助言その他の支援を行うとともに、救済の申出に係る状況を是正するため、市長に報告し、市長が改善のための要請を行うよう求めることができる。

- 2 前項の場合において、推進委員は、救済の申出人に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。
- 3 推進委員は、次条第 1 項の要請にもかかわらず、救済の申出に係る状況が改善されていないと認めるときは、市長に対し、人権侵害に係る状況を公表するよう求めることができる。
- 4 第 1 項の規定による報告及び要請の求め並びに前項の規定による公表の求めは、推進委員の合議を要する。

(市長の要請及び公表)

- 第 32 条** 市長は、前条第 1 項の要請を求められたときは、関係人に対し、改善のための要請を行うことができる。
- 2 市長は、前条第 3 項の規定による公表を求められたときは、人権侵害に係る状況について必要な事項を公表することができる。
 - 3 市長は、前 2 項に規定する推進委員の当該求めを尊重しなければならない。
 - 4 市長は、第 2 項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該公表に係る市民又は事業者等に意見を述べる機会を与えなければならない。
 - 5 市長は、第 1 項の要請及び第 2 項の公表を行ったときは、推進委員に対し、遅滞なくその内容を通知しなければならない。

第 5 章 雑則

(委任)

- 第 33 条** この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

- この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

太宰府市男女共同参画推進条例施行規則

平成18年3月29日規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、太宰府市男女共同参画推進条例(平成17年条例第46号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(代表推進委員等)

第2条 条例第17条に規定する代表推進委員に事故あるとき、又は代表推進委員が欠けたときは、あらかじめ代表推進委員が指名した太宰府市男女共同参画推進委員(以下「推進委員」という。)がその職務を代理する。

2 代表推進委員は、必要に応じて推進委員の会議を招集し、その議長となる。

(苦情及び救済の申出方法等)

第3条 条例第24条第1項に規定する苦情の申出及び同条第2項の規定による救済の申出(以下「苦情等の申出」という。)は、次に掲げる事項を記載した苦情等申出書(様式第1号)により行うものとする。ただし、書面によることができない場合は、口頭により申し出ることができる。

(1) 申出人の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)

(2) 苦情等の申出の趣旨及び理由並びにその申出の原因となった事実

(3) その他必要な事項

2 前項ただし書の規定により口頭の申出があったときは、推進委員又は補助する者は、その内容を聴取し、書面に記録するものとする。

3 苦情等の申出の手続きは代理人により行うことができる。この場合、申出人による委任状を必要とする。

4 推進委員は、第1項の申出書の記載事項に不備がある等形式上の要件に適合しない場合は、速やかに申出者に対し当該申出書の補正を求めなければならない。

(申出者との面接)

第4条 推進委員は、苦情等の申出を処理するため必要があると認めるときは、申出人との面接を行うことができる。

(調査の実施等)

第5条 条例第26条第1項に規定する通知は、市に対しては調査通知書(様式第2号)により、市以外のものに対しては調査協力依頼書(様式第3号)により行うものとする。

(処理の対象としない旨の通知)

第6条 条例第27条第2項に規定する申出人に対する通知は、処理の対象としない旨の通知書(様式第4号)により行うものとする。

(調査結果等の通知)

第7条 代表推進委員は、苦情等の申出にかかる調査の結果、条例第28条第1項の規定による是正勧告、条例第29条第1項に規定する救済勧告、条例第30条第1項に規定する意見表明又は条例第31条に規定する改善要請の求めのいずれも行わないときは、市長及び関係人に対し、調査終了通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(市長に対する勧告等)

第8条 条例第28条第1項に規定する是正勧告及び条例第29条第1項に規定する救済勧告は、是正・救済勧告書(様式第6号)により行うものとする。

2 市長は、前項に規定する勧告を受けたときは、市の関係機関に遅滞なく知らせるものとする。

(市長の報告)

第9条 市長は、条例第28条第3項及び条例第29条第3項に規定する措置に関する報告を求められたときは、市の関係機関に対してその旨を遅滞なく知らせ、どのような措置を講じるかの報告を求め、措置報告書(様式第7号)により報告するものとする。

(勧告及び市の措置についての公表)

第10条 条例第28条第4項及び条例第29条第3項に規定する公表は、適切な方法により行うものとする。

(意見表明の公表)

第11条 条例第30条第2項に規定する意見表明の公表は、適切な方法により行うものとする。

(改善のための要請及び公表の求め)

第12条 条例第31条第1項に規定する報告、改善のための要請の求め及び同条第3項に規定する公表の求めは、改善のための要請・公表を求める通知書(様式第8号)により行うものとする。

(市長の要請及び公表等)

第13条 条例第32条第1項に規定する改善のための要請は、改善のための要請書(様式第9号)により行うものとする。

2 条例第32条第2項に規定する公表は、適切な方法により行うものとする。

3 条例第32条第4項に規定する意見を述べる機会の付与は、市長が口頭であることを認めたときを除き、意見を記載した書面(以下「意見書」という。)を提出することにより行うものとする。

4 前項の意見を述べる機会の付与の手続きは、意見を述べる機会の付与通知書(様式第10号)により行うものとする。この場合において、意

見書の提出期限(口頭による意見を述べる機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において通知しなければならない。

5 第3項に規定する口頭による意見を述べる機会を付与する場合において、市長が指名した職員は、意見の記録書(様式第11号)に意見を記録し、記名押印し、並びに意見を述べた日時において、条例第32条第4項に規定する市民又は事業者等に対して意見の内容と相違ないことを確認し、及び当該記録書に記名押印するよう求めなければならない。この場合において、当該職員は記名押印を拒否し、又はできない者があったときは、その旨及びその理由を記録しなければならない。

6 条例第32条第5項に規定する推進委員への通知は、改善のための要請・公表に伴う通知書(様式第12号)により行うものとする。

(処理状況及び結果等の通知)

第14条 条例第28条第4項、第29条第3項又は第30条第2項に規定する申出人への通知は、処理状況及び結果等通知書(様式第13号)により行うものとする。条例第32条第5項に規定する市長からの通知を受けたときも同様とする。

(推進委員の証明書)

第15条 推進委員は、その職務を行う場合には、推進委員であることを示す太宰府市男女共同参画推進委員証明書(様式第14号)を携帯し、かつ関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(平20規則30・一部改正)

(苦情等の申出を行った者等への配慮)

第16条 推進委員は、苦情等の申出の処理にあたっては、申出人(申出人が、権利侵害により被害を被った者と異なる場合にあっては、それぞれの者)の意思を尊重し、その者の利益を損なわないように配慮しなければならない。

(処理状況の報告)

第17条 推進委員は、毎年度1回、苦情等の申出の処理の状況及びこれに関する所見等について書面により、市長に報告しなければならない。

(庶務)

第18条 推進委員の庶務は、市民生活部人権政策課において処理する。

(平19規則33・一部改正)

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第33号)

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

太宰府市男女共同参画審議会規則

平成13年12月21日規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、太宰府市附属機関設置に関する条例(昭和60年条例第17号)の規定に基づき、太宰府市男女共同参画審議会(以下「審議会」という)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

(1) 男女共同参画社会の形成にむけた計画に関すること。

(2) 男女共同参画社会の形成にむけた施策の実施状況に関すること。

2 審議会は、前項に関して、市長に意見を述べ、又は市長の諮問に対して答申することができる。

(組織)

第3条 この審議会は、15人以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) その他市長が適当と認める者

(平21規則42・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会議を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

3 審議会は、必要があるときは関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民生活部人権政策課において処理する。

(平15規則47・平19規則33・一部改正)

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成14年1月1日から施行

する。

(太宰府市女性問題懇話会規則の廃止)

2 太宰府市女性問題懇話会規則(平成9年規則第20号)は廃止する。

附 則(平成15年規則第47号)

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第33号)

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成21年規則第42号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の太宰府市男女共同参画審議会規則の規定は、平成21年8月1日から適用する。

太宰府市男女共同参画推進本部設置規程

平成 13 年 6 月 27 日訓令第 10 号
最終改正 平成 24 年 5 月 25 日訓令第 2 号

(目的)

第 1 条 この訓令は、男女共同参画社会の実現を図るため、太宰府市男女共同参画推進本部(以下「推進本部」という。)を置き、男女共同参画社会の形成にむけた計画を策定し、総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 推進本部の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 男女共同参画社会の形成にむけた計画の策定及び実施に関すること。

(2) 男女共同参画社会の形成に関する総合的な調整に関すること。

(3) その他男女共同参画社会の形成及び推進に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 推進本部は、20 人の本部員をもって組織し、次の各号に掲げるもののうちから市長が任命する。ただし、第 1 号から第 4 号に掲げるものについては、別に辞令を用いることなく本部員に命じられたものとする。

(1) 市長

(2) 副市長

(3) 教育長

(4) 市長部局の部長、教育委員会部局の部長、公営企業部局の部長、議会部局の事務局長及び会計管理者

(5) 第 7 条に規定する幹事会から本部長が指名する職員

(平 15 訓令 7・全改、平 19 訓令 1・平 20 訓令 4・一部改正)

(本部長及び副本部長)

第 4 条 推進本部に本部長及び副本部長各 1 人を置く。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、副市長をもって充てる。

4 本部長は会議を総理し、推進本部を代表する。

5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平 19 訓令 1・一部改正)

(推進本部会議)

第 5 条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

2 本部長が必要と認めるときは、会議に関係職員を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

第 6 条 推進本部の事務を補佐するため、推進本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、推進本部から指示された事項のほか、男女共同参画社会実現のための施策の調査、研究及び推進を行う。

3 幹事会は、35 人の幹事をもって組織し、次の各号に掲げるもののうちから市長が任命する。ただし、第 1 号に掲げるものについては、別に辞令を用いることなく幹事に命じられたものとする。

(1) 人権政策課長

(2) 市長部局の部長、教育委員会部局の部長、公営企業部局の部長、議会部局の事務局長及び会計管理者が推薦する職員

4 幹事の任期は 2 年とし、補欠幹事の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

5 幹事に代表幹事を置き、人権政策課長をもって充てる。

6 幹事会の会議は、代表幹事が招集し、会議の議長となる。

7 代表幹事は、会議の内容を必要に応じて推進本部の本部長に報告し、必要な指示を受けるものとする。

8 代表幹事が必要と認めるときは、会議に関係職員を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(平 15 訓令 5・平 15 訓令 7・平 18 訓令 4・平 19 訓令 1・平 19 訓令 7・平 20 訓令 4・一部改正、平 21 訓令 13・旧第 7 条繰上・一部改正)

(部会)

第 7 条 幹事に部会を置き、その構成は次のとおりとする。

(1) 総務・市民生活部会 総務課、経営企画課、情報・公文書館推進課、管財課、協働のまち推進課、観光交流課、商工農政課、市民課、税務課、納税課、環境課及び人権政策課に属する幹事

(2) 健康福祉部会 福祉課、子育て支援課、高齢者支援課、保健センター、国保年金課、子育て支援センター及び保育所に属する幹事

(3) 教育部会 教務課、学校教育課、生涯学習課、文化財課、市民図書館及び中央公民館に属する幹事

(4) 建設・上下水道部会 都市整備課、建設課、上下水道課、施設課、議事課、監査委員事務局及び会計課に属する幹事

2 部会に部会長及び副本部長各 1 人を置き、推進本部の本部長が指名する。

3 部会の会議は、部会長が招集し、会議の議長となる。

4 部会長が必要と認めるときは、会議に関係職員を出席させ、説明又は意見を聴くことが

できる。

(平 14 訓令 1・平 15 訓令 5・平 15 訓令 7・平 17 訓令 6・平 18 訓令 4・平 19 訓令 7・平 21 訓令 3・一部改正、平 21 訓令 13・旧第 8 条繰上・一部改正、平 24 訓令 1・平 24 訓令 2・一部改正)

(庶務)

第 8 条 会議の庶務は、市民生活部人権政策課において処理する。

(平 15 訓令 5・平 19 訓令 7・一部改正、平 21 訓令 13・旧第 9 条繰上)

(委任)

第 9 条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平 21 訓令 13・旧第 10 条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成 13 年 7 月 1 日から施行する。

(太宰府市女性問題推進協議会規程の廃止)

2 太宰府市女性問題推進協議会規程(平成 9 年訓令第 4 号)は、廃止する。

(太宰府市女性行動計画企画委員会規程の廃止)

3 太宰府市女性行動計画企画委員会規程(平成 9 年訓令第 3 号)は、廃止する。

附 則(平成 14 年訓令第 1 号)

この訓令は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年訓令第 5 号)

この訓令は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年訓令第 7 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年訓令第 6 号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成 17 年 7 月 1 日から適用する。

附 則(平成 18 年訓令第 4 号)

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年訓令第 1 号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 1 条、第 2 条、第 6 条及び第 8 条から第 15 条までの改正規定中収入役、会計管理者及び会計課に係る部分については、この規則の施行の際現に在職する収入役の任期中に限り、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年訓令第 7 号)

この訓令は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年訓令第 4 号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 21 年訓令第 3 号)

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年訓令第 13 号)

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の太宰府市男女共同参画推進本部設置規程の規定は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 24 年訓令第 1 号)

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年訓令第 2 号)

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の太宰府市男女共同参画推進本部設置規程の規定は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

男女共同参画社会基本法

平成11年 6月23日法律第78号
最終改正：平成11年12月22日法律第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機

会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二三日法律第七八号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施

行する。

(施行の日 = 平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に

掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成一三年四月一三日法律第三一号)

最終改正：平成一九年七月一日法律第一一三号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者から

の暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者

の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機

関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けるこ

とを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十一年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する

暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を

経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、

配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体

に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時に於ける事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合に於ては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時に於ける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合に於ては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時に於ける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容

を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合に於ては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができ

- る。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
 - 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
 - 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
 - 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
 - 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

- 第十七条** 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
 - 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

- 第十八条** 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰すること

のできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があつた場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一九年七月一日法律第一一三号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による

第2次太宰府市男女共同参画プラン

【編集】太宰府市 市民生活部 人権政策課

〒818-0198 太宰府市観世音寺一丁目1番1号

電話 092-921-2121 (代表)

<http://www.city.dazaifu.fukuoka.jp>

E-mail: jinken-seisaku@city.dazaifu.lg.jp

【発行】平成25年5月